

○筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則

(平成 18 年 10 月 27 日規則第 42 号)

改正 平成 19 年 1 月 17 日規則第 1 号 平成 23 年 12 月 27 日規則第 42 号

平成 25 年 2 月 13 日規則第 6 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 20 号

平成 25 年 12 月 4 日規則第 37 号 平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、日常生活を営むのに支障がある障害者及び障害児につき、平成 18 年厚生労働省告示第 529 号(以下「告示」という。)に定める日常生活上の便宜を図るための用具(以下「用具」という。)の購入に要する費用の一部又は全部を日常生活用具費として支給することにより、日常生活の便宜を図り、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び告示で使用する用語の例による。

(支給の対象となる用具)

第 3 条 日常生活用具費の支給の対象となる用具の種目は、別表中「種目」欄に掲げる用具であって、同表中「性能等」欄に掲げる性能その他の要件を満たすものとする。

(対象者)

第 4 条 日常生活用具費の支給の対象となる者は、別表中「対象者」欄に掲げる障害者又は障害児であって、当該障害者又は当該障害児の保護者が筑紫野市に居住地(居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地)を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第 29 条第 1 項若しくは法第 30 条第 1 項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 16 条第 1 項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は法第 5 条第 1 項若しくは同条第 6 項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により入所している障害者(以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。)については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、法第 5 条第 1 項若しくは同条第 6 項の厚生労働

省令で定める施設又は生活保護法第30条第1項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入所前に有した居住地(継続して2以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者(以下この項において「継続入所障害者」という。))については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地(以下「住所特例地」という。)が筑紫野市の区域内であったときは、日常生活用具費の支給の対象とする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地)(以下「所在地特例地」という。)が筑紫野市の区域内であったときは、日常生活用具費の支給の対象とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、住所特例地又は所在地特例地が筑紫野市の区域外であるものについては、日常生活用具費の支給の対象としないものとする。
(日常生活用具費の支給決定)

第5条 日常生活用具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、筑紫野市長(以下「市長」という。)の日常生活用具費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。
(日常生活用具費の支給申請)

第6条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、日常生活用具費支給申請書(様式第1号)に、用具の購入に要する見積り(別表に掲げる点字図書に係る日常生活用具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者にあつては、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)の規定に基づく点字出版施設が発行する点字図書発行証明書(様式第2号))を添えて、市長に申請しなければならない。
(日常生活用具費の支給要否決定)

第7条 市長は、日常生活用具費の支給決定をしたときは、当該支給決定に係る障害者又は障害児の保護者に対して、日常生活用具費支給決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、日常生活用具費支給券(様式第4号)(当該支給決定が点字図書に係る支給決定の場合にあつては、日常生活用具支給券及び市長名その他の必要事項を記載した点字図書発行証明書)を交付するものとする。

- 2 既に日常生活用具費の支給の対象となった用具と同一の用具に係る日常生活用具費の支給の申請については、当該日常生活用具費の前回の支給決定の日から別表中

「耐用年数」欄に掲げる期間(以下「耐用年数」という。)を経過していない場合においては、当該用具に係る日常生活用具費を支給しないものとする。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 3 市長は、日常生活用具費の支給をしない旨の決定をしたときは、当該決定に係る障害者又は障害児の保護者に対して、日常生活用具費不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(日常生活用具費の額)

第8条 日常生活用具費の額は、別表の「基準額」欄に掲げる額(その額が現に当該日常生活用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した額とする。以下「基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。ただし、当該基準額の100分の90に相当する額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項の規定による額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該基準額から負担上限月額を控除して得た額とする。

(排せつ管理用具に係る日常生活用具費の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、排せつ管理用具に係る日常生活用具費の額は、基準額の100分の100に相当する額とする。

(点字図書に係る日常生活用具費の特例)

第10条 第8条の規定にかかわらず、点字図書に係る日常生活用具費の額は、点字図書の購入に要する額から当該点字図書を点字翻訳する以前の図書の購入価格に相当する額を控除した額とする。

(日常生活用具費の請求)

第11条 第7条第1項の規定に基づく支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)は、当該支給決定に係る用具を購入したときは、日常生活用具支給券に支給を受けようとする日常生活用具費の額を証する書類を添えて市長に請求するものとする。

- 2 支給決定障害者等が、用具を製作し、又は販売するもの(以下「業者」という。)から用具を購入した場合において、当該業者が、当該支給決定障害者等に代わって日常生活用具費の支払を受けることに関して当該支給決定障害者等の同意を得ているときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該日常生活用具製作又は販売業者に

支払うべき基準額について、日常生活用具費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、業者に支払うことができる。

- 3 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し、日常生活用具費の支給があったものとみなす。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、日常生活用具費の支給に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
(日常生活用具の耐用年数に関する経過措置)
- 2 廃止前の筑紫野市身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 3 年筑紫野市要綱第 13 号)及び筑紫野市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(平成 12 年筑紫野市要綱第 12 号)に基づき給付を行った用具に係る第 6 条の申請があった場合において、当該申請にかかる日常生活用具費については、別表の「耐用年数」欄に掲げる年数を経過するまでの間は、支給しないものとする。
(用具の貸与に関する経過措置)
- 3 廃止前の筑紫野市身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱及び筑紫野市重度障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱の規定に基づき貸与を受けた用具については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 1 月 17 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市福祉事務所事務分掌規則、筑紫野市児童福祉関係費用徴収規則、筑紫野市障害者自立支援法施行規則、筑紫野市児童補装具費の利用者負担額の助成に関する規則、筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則、筑紫野市地域生活支援給付費の支給に関する規則及び筑紫野市障害者更生訓練費支給規則の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 2 月 13 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日規則第 20 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 4 日規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市日常生活用具費の支給に関する規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

| 種目 | | 性能等 | 対象者 | 基準額 | 耐用年数 |
|-----------|--------|---|--|-----------|------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が 2 級以上のもの 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)で寝たきりの状態にあるもの | 159,200 円 | 8 年 |
| | 訓練用ベッド | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 身体障害者手帳の交付を受けた児童で下肢機能障害又は体幹機能障害 2 級以上を有し、原則として学齢児童以上のもの | 159,200 円 | 8 年 |

| | | | | | |
|--------|--|--------------------------|--|----------|----|
| | | | 難病患者等で下肢機能又は体幹機能に障害のあるもの | | |
| 特殊マット | じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) | 98,000円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの | | |
| 特殊尿器 | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が1級のもの(常時介護を要する者に限る。) | 67,000円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で自力で排尿できないもの | | |
| 入浴担架 | 障害者又は障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が2級以上のもの(入浴に当たって、家族等の介助を要する者に限る。) | 82,400円 | 5年 |
| 体位変換器 | 介護者が障害者又は障害児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が2級以上のもの(下着交換等に当たって、家族等の介助を要する者に限る。) | 15,000円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの | | |
| 移動用リフト | 介護者が障害者又は障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が2級以上のもの | 159,000円 | 4年 |
| | | | 難病患者等で下肢機能又は体幹機能に障害のあるもの | | |
| 訓練いす | 原則として付属のテーブルをつけるものとする。 | | 身体障害者手帳の交付を受けた児童で下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上を有し、原則として3歳以上のもの | 33,100円 | 5年 |
| 自立生活 | 入浴補助用具 | 入浴時の移動、座位の保持又は浴槽への入水等を補助 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は | 90,000円 | 8年 |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|-----------------------------|----|
| 支援用具 | | することができ、障害者、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 体幹機能障害を有し、入浴に介助を要するもの 難病患者等で入浴に介助を要するもの | | |
| | 便器 | 障害者又は障害児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害が2級以上のもの 難病患者等で常時介護を要するもの | 4,500円(便器に手すりをつけた場合は5,400円) | 8年 |
| 歩行補助つえ | T字状又は棒状のもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害又は体幹機能障害を有するもの | 4,400円 | 5年 |
| 移動・移乗支援用具 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者又は障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を要するもの 難病患者等で下肢が不自由なもの | 60,000円 | 8年 |
| 頭部保護帽 | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ及び皮を主材料に製作したもの | | 身体障害者手帳の交付を受けた者で上下肢機能障害又は体幹機能障害を有し、転倒などのおそれがあるもの 療育手帳の交付を受けた者で転倒などのおそれがあるもの | 15,200円(注1) | 3年 |
| | | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ、皮及びプラスチックを主材料に製作したもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で上下肢機能障害又は体幹機能障害を有し、転倒などのおそれがあるもの 療育手帳の交付を受けた者で転倒などのおそれがあるもの | 36,750円(注1) | 3年 |
| 特殊便 | 足踏みペダルにて、温水温 | | 身体障害者手帳の交付を受 | 151,200円 | 8年 |

| | | | | |
|-------|---|--|---------|----|
| 器 | 風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | けた者で上肢機能障害が2級以上のもの 難病患者等で上肢機能に障害のあるもの | 0円 | 年 |
| 火災警報器 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で障害等級が2級以上のもの(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯、障害者及び障害児で構成する世帯又はこれらに準ずる世帯) 療育手帳の交付を受けた者で重度又は最重度の判定を受けたもの(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯、障害者及び障害児で構成する世帯又はこれらに準ずる世帯) | 15,500円 | 8年 |
| 自動消火器 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で障害等級が2級以上のもの(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯、障害者及び障害児で構成する世帯又はこれらに準ずる世帯) 療育手帳の交付を受けた者で重度又は最重度の判定を受けたもの(火災発生時の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成する世帯、障害者及び障害児で構成する世帯又はこれらに準ずる世帯) 難病患者等で火災発生時の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみで構成する世帯又はこれに準ずる世帯 | 28,700円 | 8年 |
| 電磁調理器 | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以 | 41,000円 | 6年 |

| | | | | | |
|-----------|--------------------------|--|---|---------|-----|
| | | | 上のもの | | |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚障害が2級のもの(聴覚障害者のみで構成する世帯、聴覚障害者及び聴覚障害児で構成する世帯又はこれらに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) | 87,400円 | 10年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 透析液を加温し、一定の温度に保つもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者でじん臓機能障害3級以上を有し、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの | 51,500円 | 5年 |
| | ネブライザー(吸入器) | 障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められるもの | 36,000円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの | | |
| | 電気式たん吸引器 | 障害者、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、必要と認められるもの | 56,400円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で呼吸器機能に障害のあるもの | | |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者又は障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、人工呼吸器の装着が必要なもの | 75,800円 | 5年 |
| | | | 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの | | |
| 酸素ボンベ運搬車 | 障害者又は障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で医療保険における在宅酸素療法を行うもの | 17,000円 | 10年 | |
| 盲人用体温計 | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯) | 28,700円 | 5年 | |

| | | | | | |
|-------------|-------------------------|---|--|----------|----|
| | 盲人用体重計 | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの(盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯) | 18,000円 | 5年 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者又は障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で音声機能障害若しくは言語機能障害又は肢体不自由を有し、発声・発語に著しい障害を有するもの | 98,800円 | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | パソコンを使用するために必要となる周辺機器及びアプリケーションソフト等 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で上肢機能障害が2級以上又は視覚障害が2級以上のもの | 100,000円 | 5年 |
| | 点字ディスプレイ | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)を有し、必要と認められるもの | 383,500円 | 6年 |
| | 点字器 | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害を有するもの | 10,400円 | 5年 |
| | 点字タイプライター | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの(本人が就労し、若しくは就学している者又は本人の就労が見込まれる者に限る。) | 63,100円 | 5年 |
| | 視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機) | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの | 89,800円 | 6年 |
| | 視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機) | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの | 36,800円 | 6年 |
| | 視覚障 | 文字情報と同一紙面上に掲 | 身体障害者手帳の交付を受 | 115,000円 | 6 |

| | | | | |
|--------------|--|--|----------------|----------|
| 害者用活字文書読上げ装置 | 載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | けた者で視覚障害が2級以上のもの | 0円 | 年 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になるもの | 198,000円 | 8年 |
| 盲人用時計 | 視覚障害者又は視覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害が2級以上のもの。音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 13,300円 | 10年 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者又は障害児が容易に使用できるもの(パソコン及び複合機は除く。) | 身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められるもの | 39,000円 | 5年 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者又は聴覚障害児が容易に使用し得るもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 88,900円 | 6年 |
| 人工喉頭 | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で音声機能障害又は言語機能障害を有するもの | 5,000円 (注2) | 4年 |
| | 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で音声機能障害又は言語機能障害を有するもの | 70,100円 | 5年 |
| 点字図書 | 点字の図書であって、月刊又は週間で発行される雑誌 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害を有する | — | — (注) |

| | | 類を除いたもの | もの | | 3) | |
|---------|-------------|---------------------------------------|--|------------------------------|--------|----|
| 排せつ管理用具 | ストマ用装具(蓄便袋) | ストマ用装具及び洗腸用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で直腸機能障害を有するもの | 8,900円 | —(注4) | |
| | ストマ用装具(蓄尿袋) | ストマ用装具及び洗腸用具 | 身体障害者手帳の交付を受けた者でぼうこう機能障害を有するもの | 11,700円 | —(注4) | |
| | 紙おむつ | 紙おむつ又はガーゼ、サラン等衛生用品 | 身体障害者手帳の交付を受けた者で上下肢機能障害又は体幹機能障害を有し、おおむね乳幼児期以前に発症した脳原性運動機能障害を原因として排尿又は排便の意思表示が困難なもの | 12,000円 | —(注4) | |
| | 収尿器 | | 男性用のものであって、採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流装置を有するもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で排尿機能に障害のあるもの | 7,700円 | 1年 |
| | | | 女性用のものであって、採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流装置を有するもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で排尿機能に障害のあるもの | 8,500円 | 1年 |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有し、障害等級が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害が2級以上の者とする。 難病患者等で下肢機能又は体幹機能に障害のあるもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、難病患者等で上肢機能に障害のあるものとする。 | 200,000円 | — | |

注1 基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の80%の範囲内の額とする。

注2 気管カニューレ付とした場合は、3,100円増しとする。

注3 点字図書に係る日常生活用具費の支給は、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

注4 ストマ用装具及び紙おむつに係る基準額は月額とする。

様式第1号(第6条関係)

日常生活用具費支給申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

点字図書発行証明書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

日常生活用具費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

日常生活用具費支給券

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

日常生活用具費不支給決定通知書

[別紙参照]